

こ成環第251号
令和7年6月4日

各 都道府県知事 殿

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の実施について」
の一部改正について

標記については、令和4年12月26日付子発1226第1号厚生労働省子ども家庭局長通知「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の実施について」により行われているところであるが、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和7年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、今般の改正は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の「妊婦のための支援給付」及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の「妊婦等包括相談支援事業」の施行により、令和6年度の出産・子育て応援給付金の対象者のうち令和6年度予算で給付が出来なかった対象者に対して給付金の支給を行うために定めるものである。

また、伴走型相談支援においては、妊婦等包括相談支援事業の関係法令及び「妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）ガイドライン」により実施するものとするが、給付金においては面談を要件として支給するものとする。

各都道府県知事におかれては、貴管内の市町村（特別区を含む。）に対する周知につき配慮願いたい。

伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の実施について（令和4年12月26日付け子発1226第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="853 248 1108 459">子発1226第1号 令和4年12月26日 こ成環第99号 令和6年3月29日 <u>こ成環第239号</u> <u>令和7年6月4日</u></p> <p data-bbox="203 568 483 600">各 都道府県知事 殿</p> <p data-bbox="770 647 1108 711">厚生労働省子ども家庭局長 (公 印 省 略)</p> <p data-bbox="203 791 1108 855">伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の実施について</p> <p data-bbox="203 967 1108 1094">今般、別紙のとおり「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱」を定め、令和4年4月1日から実施することとしたので通知する。</p> <p data-bbox="203 1110 1108 1190">なお、各都道府県知事におかれては、貴管内の市町村（特別区を含む。）に対する周知につき配慮願いたい。</p>	<p data-bbox="1783 248 2038 392">子発1226第1号 令和4年12月26日 こ成環第99号 令和6年3月29日</p> <p data-bbox="1131 544 1411 576">各 都道府県知事 殿</p> <p data-bbox="1697 655 2036 719">厚生労働省子ども家庭局長 (公 印 省 略)</p> <p data-bbox="1131 799 2036 863">伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の実施について</p> <p data-bbox="1131 975 2036 1102">今般、別紙のとおり「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱」を定め、令和4年4月1日から実施することとしたので通知する。</p> <p data-bbox="1131 1118 2036 1198">なお、各都道府県知事におかれては、貴管内の市町村（特別区を含む。）に対する周知につき配慮願いたい。</p>

別 紙

伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱

第1 目的

核家族化が進み、地域のつながりも希薄になる中で、孤独感や不安感を抱える妊婦・子育て世帯も少なくなく、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題である。

伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業（以下「本事業」という。）は、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援とともに、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る出産・子育て応援給付金を一体的に実施する。

第2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区含む。以下同じ。）とする。

なお、事業の効果的な実施の観点から、外部への委託が可能な事業については、事業趣旨に照らして市町村が適当であると認める者又は団体を選定し、事業自体を外部委託することができる。事業を委託する際は、委託先に対し、当該事業において取り扱うこととなる個人情報の管理、業務上知り得た秘密の保持等を厳守させることに十分留意すること。

別 紙

伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱

第1 目的

核家族化が進み、地域のつながりも希薄になる中で、孤独感や不安感を抱える妊婦・子育て世帯も少なくなく、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題である。

伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業（以下「本事業」という。）は、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る出産・子育て応援給付金を一体的に実施する。また、各地方自治体が、本事業を開始するに当たって必要となるシステム構築等の事務も併せて実施する。

第2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県及び市町村（特別区含む。以下同じ。）とする。ただし、第4に定める事業のうち、1及び2については市町村とする。

なお、事業の効果的な実施の観点から、外部への委託が可能な事業については、事業趣旨に照らして都道府県又は市町村が適当であると認める者又は団体を選定し、事業自体を外部委託することができる。事業を委託する際は、委託先に対し、当該事業において取り扱うこととなる個人情報の管理、業務上知り得た秘密の保持等を厳守させるこ

第3 事業内容

本事業の内容については別添によること。

(削除)

とに十分留意すること。

第3 事業開始日

市町村は、その規模や地域の実情等に応じて、本事業（第4に定める事業のうち、1及び2に限る。）を開始する日（以下「事業開始日」という。）を定めるものとする。

第4 事業区分

本事業の区分は以下のとおりとし、区分ごとの事業内容については別添によること。

1 伴走型相談支援（別添1）

2 出産・子育て応援給付金（別添2）

3 事務費（システム構築等導入経費）（別添3）

<p>(削除)</p>	<p>別添 1</p> <p style="text-align: center;">伴走型相談支援</p> <p>第 1 対象者</p> <p style="padding-left: 2em;">全ての妊婦及び主に 0 歳から 2 歳の乳幼児を養育する子育て世帯（以下「妊婦・子育て世帯」という。）を対象とする。</p> <p>第 2 実施体制</p> <p style="padding-left: 2em;">伴走型相談支援は、こども家庭センター（以下「センター」という。）において実施する。ただし、センターを設置していない等センター以外で伴走型相談支援を実施することが適当であると認められる場合においては、母子保健・子育て支援担当課等において実施する。</p> <p style="padding-left: 2em;">また、対象者がより身近で気軽に相談支援を受けることができるよう、各市町村の人員体制や地域資源の状況等の地域の実情に応じて、民間団体等が実施する地域子育て支援拠点、保育所、幼稚園、認定こども園等（以下「地域子育て支援拠点等」という。）に第 3 に定める面談等の業務を委託することができる。（センター等と地域の関係機関とが密に情報共有・連携しながら、伴走型相談支援の体制を構築することでその地域の子育て支援力の底上げが図られ、妊婦・子育て世帯のさらなる安心につながるという観点からは、民間団体等が実施する地域の関係機関と協働する形での事業実施が望ましい。）</p>
-------------	--

第3 実施内容

以下のⅠからⅣに基づき、出産・育児等の見通しを立てるための面談等やその後の継続的な情報発信、随時の相談受付等を市町村の創意工夫により実施することで、妊娠の届出時から妊婦・子育て世帯に寄り添い、身近で相談に応じ、関係機関とも情報共有しながら必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図る。

Ⅰ 妊娠の届出時の面談等

(1) 面談等の対象者

妊娠の届出をした妊婦とする。なお、妊婦の配偶者、パートナーや同居家族も同席した上で面談等を実施することが望ましい。

(2) 面談等の実施時期

妊娠の届出時の面談等は、妊娠の届出時に実施するほか、別途面談日を設定して実施することも可能とする。この場合であっても、妊婦と一緒に妊娠期の過ごし方など出産までの見通しを立て、必要な支援に早期につなげるという本面談の趣旨に鑑み、できる限り早い時期に実施すること。

なお、妊婦が近日中に他の市町村に転出を予定している場合であって、かつ、妊婦が転出先市町村での面談等を希望する場合には、妊婦の転出後、転出先市町村において面談等を実施することとする。

(3) 面談等の実施内容

市町村は、妊娠の届出をした妊婦に対し、アンケート（妊婦の妊娠時の気持ちや健康状態、家庭の状況等を把握するために市町村が定めるアンケート。以下「妊娠届出時アンケート」という。）へ

の必要事項の記載を求めた上で、子育てガイド（別添様式第1号を参考として市町村が定めるガイドをいう。以下同じ。）を手交し、妊娠期から出産後の見通しや過ごし方、必要となる各種手続、利用できる支援サービスなど（全体像及び特に妊娠期の過ごし方等）を一緒に確認するための面談等を実施する。

また、別添2に定める出産・子育て応援給付金の案内及び申請の受付や、面談等により把握した妊婦の状況等に応じ、産科医療機関等における妊婦健康診査の受診以外に、産前・産後サポート事業、母親学級・両親学級その他必要な支援サービスの利用等を案内する。

なお、面談等の実施時に、マイナンバーカードの交付申請やマイナポータルによる公金口座登録についても案内することが望ましい。

（4）面談等の実施方法

顔の見える関係づくり等の観点から、妊婦がセンターの相談窓口等に来訪した上での対面による面談又はオンラインの画面上での対面による面談（以下「対面面談」という。）の実施を基本とする。

ただし、妊婦が対面面談を行うことができないやむを得ない事情がある場合や、市町村が適当であると認める場合には、面談等の担当職員が居宅訪問などのアウトリーチによる面談を実施する。また、アウトリーチによる面談も困難な場合には、面談に代わり、電話及び妊娠届出時アンケートの提出を求めることにより実施することも可能とする。

なお、妊娠の届出時の面談等について、民間団体等が実施する身近で気軽に相談できる地域子育て支援拠点等が市町村から委託

を受けた場合に、当該委託先で行う面談等の実施方法の取扱いについても、同様とする。

II 妊娠8か月頃の面談等

(1) 面談等の対象者

妊娠8か月頃の妊婦のうち、アンケートの回答内容により、面接等を希望する者及び妊婦の状況等から支援が必要と市町村が判断した者とする。なお、妊婦の配偶者、パートナーや同居家族も同席した上で面談等を実施することが望ましい。

(2) 面談等の実施時期

妊娠8か月頃の面談等は、出産間近で産後のことを考え始める時期、かつ、働いている妊婦が産前休暇に入り面談の時間を比較的取りやすい時期として、妊娠後期となる妊娠8か月を目安とした時期に実施する。

なお、各市町村で、例えば、妊娠の届出時の面談以外に、妊娠6か月頃に妊婦との面談等の機会を設けており、引き続き同様に実施したいなどの場合には、これまでの独自の取組を活かす観点から、当該面談を妊娠期の2回目の面談と位置づけても差し支えない。

(3) 面談等の案内、面談等の対象者との面談日程の調整

① 市町村は、妊娠8か月頃の妊婦に対し、概ね1か月前に、面談等の案内文(※)及びアンケート(別添様式第2号を参考として市町村が定めるアンケート。以下「妊娠8か月頃アンケート」という。)を送付する。なお、この時点で、流産又は死産

したことを把握した妊婦に対しては、当該案内等の送付は行わない。

(※) アンケートの回答の返送依頼、面談希望者（アンケートの面談希望欄にチェックを入れた方）とは面談日程を調整すること、面談時には子育てガイドを持参すること等を記載

② 市町村は、妊婦から提出のあった妊娠8か月頃アンケートの回答内容により、妊娠8か月頃の面談等の希望の有無や、妊婦の状況等を確認する。

(4) 面談等の対象者への面談等の実施内容

市町村は、面談等の対象者に対し、提出のあった妊娠8か月頃アンケートの回答内容及び妊婦が持参した子育てガイドを基に、特に出産後の見通しや過ごし方、必要となる各種手続、利用できる支援サービスなどを一緒に確認するための面談を実施する。また、面談等により把握した妊婦の状況等に応じて産後ケア事業の予約その他必要な支援サービスの利用等を案内する。

(5) 面談等の実施方法

Iの(4)に定める面談等の実施方法に準じて実施する。

(6) 面談等を希望しない妊婦又は妊娠8か月頃アンケートの回答の提出がなかった妊婦への対応

面談等を希望しない妊婦について、提出された妊娠8か月頃アンケートに記載された妊婦の状況等の情報に基づき、市町村が当該妊婦に支援が必要と判断した場合には、面談や電話等による相談を実施した上で、必要な支援につなげることとする。また、妊

娠8か月頃アンケートの回答の提出がなかった妊婦について、電話等により当該アンケートの回答の提出を求めるとともに、必要に応じて、面談や電話等による相談を実施する。

(7) 市町村の創意工夫による面談等の実施

妊娠8か月頃の面談等について、市町村の創意工夫により、全ての妊婦に対する対面面談又はアウトリーチによる面談を実施することや、全ての妊婦に対する電話による相談等を実施することも可能とする。ただし、この場合であっても、妊娠8か月頃アンケートの回答の提出を求めることとする。

Ⅲ 出生後の面談等

(1) 面談等の対象者

出生した児童を養育する者（以下、別添1において「養育者」という。）とする。ただし、養育者に児童の母が含まれる場合には、当該母と面談することを原則とする。また、面談の対象者の配偶者、パートナーや同居家族も同席した上で面談等を実施することが望ましい。

(2) 面談等の実施時期

出生後の面談等は、原則として、乳児家庭全戸訪問事業の実施期間である生後4か月頃までの間に実施する。ただし、この期間に面談等を実施できなかった場合（養育者の居所が不明であった場合や、日本国外に居住していた場合等）は、養育者に対して必要な支援に早期につなげる観点から、できる限り早い時期に実施することとする。

なお、養育者が近日中に他の市町村に転出を予定している場合であって、かつ、養育者が転出先市町村での面談等を希望する場合には、養育者の転出後、転出先市町村において面談等を行うこととする。

(3) 面談等の実施内容

市町村は、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問や、面談等の委託を受けた地域子育て支援拠点等が実施する乳児のいる親子を対象とした交流イベントに養育者が来訪した機会等を活用して、養育者に対し、アンケート（養育者の児童や子育てに関する気持ちや健康状態、家庭の状況等を把握するために市町村が定めるアンケート。以下「出生後アンケート」という。）への必要事項の記載を求めた上で、養育者が持参した子育てガイドを基に、出産後の見通しや過ごし方、必要となる各種手続、利用できる支援サービスなどを一緒に確認するための面談等を実施する。また、面談等により把握した養育者の状況等に応じて産後ケア事業、一時預かり事業その他必要な支援サービスの利用等を案内する。

なお、出生の届出時にセンター等に案内して面談等を実施することも可能であるが、面談等の対象者である児童の母は産褥期で安静が必要な時期であることに留意すること。また、産婦健康診査により産後の精神状態等のアンケートが実施されている場合などは、面談等の対象者の同意に基づき、産科医療機関と適切に情報共有を行うこと。

(4) 面談等の実施方法

Iの(4)に定める面談等の実施方法に準じて実施する。

IV 面談後の情報発信、随時の相談受付等

上記のⅠからⅢに基づく面談等の実施後も、緩やかな伴走型支援として、妊婦や子育て世帯に対して、子育て関連アプリやSNS、オンライン等を活用しつつ、プッシュ型による子育て支援等に関するイベント情報等の情報発信や、随時の相談受付等を継続的に実施する。

第4 担当職員の要件及び配置

1 面談等の担当職員の要件

面談等の担当職員は、保健師、助産師等の専門職のほか、一定の研修を受けた一般事務職員、会計年度任用職員等とする。

また、地域子育て支援拠点等に委託する場合は、一定の研修を受けた保育士、利用者支援専門員、子育て支援員等とする。

(※)「一定の研修」とは、以下の研修その他の市町村で認めた研修とする。

- ・ 利用者支援事業の基本型を実施する利用者支援専門員になるために受講が必要な「子育て支援員基本研修」及び「専門研修（地域子育て支援コース）の利用者支援事業（基本型）」
- ・ 地域子育て支援拠点で子育て支援員になるために受講が必要な「子育て支援員基本研修」及び「専門研修（地域子育て支援コース）の地域子育て支援拠点事業」

2 担当職員の配置

面談等の担当職員を配置する。また、面談等の担当職員とは別に、面談等の実施の補助又はその他の各種の周辺事務を行う担当職員を配置することができる。

第5 面談等の相談記録の管理

市町村は、面談等の対象者から提出のあった妊娠届出時アンケート等や子育てガイドを含む面談等の相談記録を適切に管理しなければならない。

第6 関係機関との連携

伴走型相談支援をより効率的・効果的に実施していくため、別添2に定める出産・子育て応援給付金の支給に当たり取得する関係機関等との必要な情報の確認や共有に関する同意に基づき、必要に応じて関係機関とも面談等の相談記録を共有し、密に連携を図りながら本事業を実施することとする。

第7 留意事項

- 1 面談等の対象者が里帰りしている場合であっても、当該対象者に対する面談等は、当該対象者が居住する住所地の市町村が実施することを原則とするが、当該居住する住所地の市町村が里帰り先の市町村に面談等の実施を依頼することも可能とする。この場合、当該居住する住所地の市町村は里帰り先の市町村と適切に連携を図り、面談等の相談記録を共有するなどにより、当該対象者の状況などを確認することとする。
- 2 面談等の対象者のうち、流産又は死産した者及び対象児童が死亡した者については、面談等の実施は不要とする。ただし、各市町村におかれては、流産・死産を経験した女性等への心理社会的支援等について（令和3年5月31日付通知）、不妊症・不育症患者や子ども

を亡くした家族に対する情報提供等について（令和4年4月8日付事務連絡）を踏まえ、例えば別添2に定める出産応援ギフト等の支給対象者への郵送時に相談窓口やピアサポートを案内するなど、きめ細やかな配慮を行うこと。

なお、同通知でも示したとおり、流産・死産した者も、産後ケア事業や産婦健康診査事業等の対象となるとともに、妊娠12週を超えている場合には、出産育児一時金等の対象となることに留意すること。また、流産・死産等を経験された方への相談支援等を行う都道府県等の相談窓口については、厚生労働省のウェブサイト上にも公開しているため、参考とすること。

別添

出産・子育て応援給付金

第1 定義

- 1 この要綱において「クーポン」とは、掲示、交付その他の方法により使用する証票、電気通信回線に接続している電子計算機に入力することにより使用する識別記号その他これらに類するものであって、商品又はサービスを購入することができるものをいう。
- 2 この要綱において「クーポン券」とは、市町村等が公募した民間事業者等が運営する店舗・サービス事業者等（以下「使用可能店舗等」という。）において子育てに係る商品・サービス（以下「子育て商品・サービス」という。）を購入することができる証票としてのクーポンをいう。
- 3 この要綱において「ID」とは、第2に規定する支給対象者専用のウェブサイト（以下「専用サイト」という。）において子育て商品・サービスを購入することができる識別符号としてのクーポンをいう。

第2 出産・子育て応援給付金の支給

出産・子育て応援給付金は、以下のⅠに基づき出産応援ギフトを、Ⅱに基づき子育て応援ギフトを支給するものとする。

別添2

出産・子育て応援給付金

第1 定義

- 1 この要綱において「クーポン」とは、掲示、交付その他の方法により使用する証票、電気通信回線に接続している電子計算機に入力することにより使用する識別記号その他これらに類するものであって、商品又はサービスを購入することができるものをいう。
- 2 この要綱において「クーポン券」とは、市町村等が公募した民間事業者等が運営する店舗・サービス事業者等（以下「使用可能店舗等」という。）において子育てに係る商品・サービス（以下「子育て商品・サービス」という。）を購入することができる証票としてのクーポンをいう。
- 3 この要綱において「ID」とは、第2に規定する支給対象者専用のウェブサイト（以下「専用サイト」という。）において子育て商品・サービスを購入することができる識別符号としてのクーポンをいう。

第2 出産・子育て応援給付金の支給

出産・子育て応援給付金は、以下のⅠに基づき出産応援ギフトを、Ⅱに基づき子育て応援ギフトを支給するものとする。

I 出産応援ギフト

(1) 支給対象者

出産応援ギフトは、令和6年4月1日以降令和7年3月31日までに妊娠の届出をした妊婦（産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した者又は妊娠していることが明らかである者に限る。）であって、出産応援ギフトの申請時点で日本国内に住所を有し、妊婦等包括相談支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3）に規定する面談等を実施した者に対して支給する。

ただし、申請前に流産又は死産した者については、面談等を受けることなく支給の申請を行うこととして差し支えない。

(2) 支給内容

支給対象者の妊娠1回につき、50千円相当額の妊婦健康診査等の交通費、育児関連用品等の購入・レンタル費用、家事・子育て支援サービス等の利用料に係る費用助成若しくはクーポンの支給（以下「クーポン支給等」という。）又は50千円の現金支給とする。

(3) 支給自治体

支給対象者が出産応援ギフトの申請時点の住民票住所地の市町村とする。

I 出産応援ギフト

(1) 支給対象者

出産応援ギフトは、以下のアからウまでに掲げる者のうち、出産応援ギフトの申請時点で日本国内に住所を有する者に対して支給する。

なお、支給対象者のうちアに該当する者については「支給妊婦」といい、イ又はウに該当する者については「遡及支給妊婦」という。

ア 事業開始日以降に妊娠の届出をした妊婦（産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した者又は妊娠していることが明らかである者に限る。）

イ 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した児童の母（妊娠中に日本国内に住所を有していた者に限る。）

ウ 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に妊娠の届出をした妊婦（妊婦であった者を含み、イに該当する者を除く。）

(2) 支給内容

支給対象者の妊娠1回につき、50千円相当額の妊婦健康診査等の交通費、育児関連用品等の購入・レンタル費用又は家事・子育て支援サービス等の利用料に係る費用助成又はクーポンの支給（以下「クーポン支給等」という。）を行う。ただし、クーポン支給等の実施にあたり準備期間を要すること等を踏まえ、50千円の現金支給を実施することも可能とする。

(3) 支給自治体

支給対象者が出産応援ギフトの申請時点で居住する住所地の市町村とする。

(4) 支給方法

市町村は、以下のアに基づき出産応援ギフトの支給を行う。

ア 支給対象者への支給

- ① 出産応援ギフトの支給を受けようとする者（以下 I において「申請予定者」という。）は、妊娠の届出をし、他の市町村で出産応援ギフトの支給を受けていない旨の申告及び市町村の本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報を確認、共有することについての同意を経た上で、当該自治体に対して出産応援ギフト申請書（別添様式第 1 号を参考として市町村が定める申請書をいう。以下同じ。）を提出し支給の申請を行う。
- ② ①の支給の申請は、妊娠中に行うものとする。ただし、災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により申請予定者が妊娠中に支給の申請を行うことができなかった場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後 3 か月以内に支給の申請を行うことも可能とする。この場合であっても、令和 8 年 3 月 31 日以降は支給の申請はできないものとする。
- ③ 申請予定者から支給の申請を受けた市町村は、審査の上、当該者に対して出産応援ギフトの支給を行う。
- ④ 市町村は、③の審査を行うに当たって、必要に応じて、産科

(4) 支給方法

市町村は、以下のアに基づき支給妊婦への出産応援ギフトの支給を、イに基づき遡及支給妊婦への出産応援ギフトの支給を行う。

ア 支給妊婦への支給

- ① 出産応援ギフトの支給を受けようとする者（以下 I において「申請予定者」という。）は、妊娠の届出をし、かつ、申請時点で居住する住所地の市町村による別添 1 の第 3 の I に定める妊娠の届出時の面談等を受けた後、他の市町村で出産応援ギフトの支給を受けていない旨の申告及び市町村の本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報を確認、共有することについての同意を経た上で、当該自治体に対して出産応援ギフト申請書（別添様式第 3 号を参考として市町村が定める申請書をいう。以下同じ。）を提出し支給の申請を行う。ただし、申請前に流産又は死産した申請予定者については、妊娠の届出時の面談等を受けることなく支給の申請を行うこととして差し支えない。
- ② ①の支給の申請は、妊娠中に行うものとする。ただし、災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により申請予定者が妊娠中に支給の申請を行うことができなかった場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後 3 か月以内に支給の申請を行うことも可能とする。
- ③ 申請予定者から支給の申請を受けた市町村は、審査の上、当該者に対して出産応援ギフトの支給を行う。
- ④ 市町村は、③の審査を行うに当たって、必要に応じて、産科

医療機関等に妊娠の事実を確認すること等により、当該者が
(1) アの対象者に該当するか確認を行う。

(削除)

医療機関等に妊娠の事実を確認すること等により、当該者が
(1) アの対象者に該当するか確認を行う。

⑤ 支給に当たっては、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該者の本人確認を行う。

イ 遡及支給妊婦への支給

① 申請予定者は、事業開始日以降、申請時点で居住する住所地の市町村に対してアンケート（別添様式第4号を参考として市町村が定めるアンケート。「妊娠期間アンケート」という。）を提出し、かつ、他の市町村で出産応援ギフトの支給を受けていない旨の申告及び市町村の本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報を確認、共有することについての同意を経た上で、当該自治体に対して出産応援ギフト申請書を提出し支給の申請を行う。ただし、申請前に流産又は死産した申請予定者については、妊娠期間アンケートの提出を行うことなく支給の申請を行うこととして差し支えない。また、申請時点で妊娠した児童を出生している申請予定者については、Ⅱに定める子育て応援ギフトの支給を受けるために実施する面談等又はアンケートの提出をもって出産応援ギフトの支給の申請を行うこととして差し支えない。

② ①の支給の申請は、原則として、事業開始日から3か月以内（ただし、各市町村における準備期間等を考慮して、3か月から6か月の間で市町村が任意で定める期間内とすることも可能とする。）に行うものとする。ただし、災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により、申請予定者が申請期間内に支給の申請を行うことができなかった場合

II 子育て応援ギフト

(1) 支給対象者

1 子育て応援ギフトは、以下のア又はイに掲げる者であって、子育て応援ギフトの申請時点で日本国内に住所を有し、妊婦等包括相談支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3）に規定する面談等を実施した者に対して支給する。ただし、同一の対象児童（子育て応援ギフトの支給相当額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）に係る支給対象者が2人以上いる場合において、そのうち1人に対して子育て応援ギフトが支給された場合、他の支給対象者に対する同一の対象児童に係る子育て応援ギフトは支給しない。

また、申請時点で対象児童が死亡している場合は、面談等を受けることなく支給の申請を行うこととして差し支えない。

は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に支給の申請を行うことも可能とする。この場合であっても、令和6年3月1日以降の支給の申請はできないものとする。

③ 申請予定者から支給の申請を受けた市町村は、審査の上、当該者に対して令和5年度内にクーポン支給等又は現金支給を行う。

④ 市町村は、③の審査を行うに当たって、必要に応じて、妊娠の届出状況を確認すること等により、当該者が（1）イ又はウの対象者に該当するか確認を行う。

⑤ 支給に当たっては、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該者の本人確認を行う。

II 子育て応援ギフト

(1) 支給対象者

1 子育て応援ギフトは、以下のア又はイに掲げる対象児童（子育て応援ギフトの支給相当額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）を養育する者であって、子育て応援ギフトの申請時点で日本国内に住所を有する者に対して支給する。ただし、同一の対象児童に係る支給対象者が2人以上いる場合において、そのうち1人に対して子育て応援ギフトが支給された場合、他の支給対象者に対する同一の対象児童に係る子育て応援ギフトは支給しない。

なお、支給対象者のうちアに掲げる児童を養育する者については「支給養育者」といい、イに掲げる児童を養育する者については「遡及支給養育者」という。

ア 令和6年4月1日以降令和7年3月31日までに出生した日本国内に住所を有する児童の養育者

イ 令和7年4月1日以降に出生した児童の母であって、当該児童の妊娠による出産応援ギフトの支給を受け、かつ妊婦のための支援給付（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に規定する妊婦のための支援給付という。）の支給要件を満たさない者。

2 1の規定に関わらず、次のいずれかに該当する者には、子育て応援ギフトは支給しない。

- 一 児童手当法（昭和46年法律第73号）第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者
- 二 同号に規定する障害児入所施設等の設置者
- 三 法人

(2) 支給内容

対象児童1人につき50千円相当額のクーポン支給等又は50千円の現金とする。

(3) 支給自治体

支給対象者が子育て応援ギフトの申請時点の住民票住所地の市町村とする。ただし、子育て応援ギフトの申請前に対象児童が死亡した場合は、対象児童の死亡日において居住していた住所地の市町村とする。

ア 事業開始日以降に出生した児童であって、日本国内に住所を有する者

イ 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した児童であって、日本国内に住所を有する者

2 1の規定に関わらず、次のいずれかに該当する者には、子育て応援ギフトは支給しない。

- 一 児童手当法（昭和46年法律第73号）第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者
- 二 同号に規定する障害児入所施設等の設置者
- 三 法人

(2) 支給内容

対象児童1人につき50千円相当額のクーポン支給等を実施する。ただし、クーポン支給等の実施にあたり準備期間を要すること等を踏まえ、50千円の現金支給を実施することも可能とする。

(3) 支給自治体

支給対象者が子育て応援ギフトの申請時点で居住する住所地の市町村とする。ただし、子育て応援ギフトの申請前に対象児童が死亡した場合は、対象児童の死亡日において居住していた住所地の市町村とする。

(4) 支給方法

市町村は、以下のアに基づき支給対象者への子育て応援ギフトの支給を行う。

ア 支給対象者への支給

① 子育て応援ギフトの支給を受けようとする者（以下において「申請予定者」という。）は、他の市町村で同一の対象児童に係る子育て応援ギフトの支給を受けていない旨の申告及び市町村の本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報を確認、共有することについての同意を経た上で、当該自治体に対して子育て応援ギフト申請書（別添様式第2号を参考として市町村が定める申請書をいう。以下同じ。）を提出し支給の申請を行う。

② ①の支給の申請は、原則として、乳児家庭全戸訪問事業の実施期間である生後4か月頃までの間に行うものとする。ただし、災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により生後4か月頃までに支給の申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に支給の申請を行うことも可能とする。この場合であっても、令和8年3月31日以降は支給の申請はできないもの

(4) 支給方法

市町村は、以下のアに基づき支給養育者への子育て応援ギフトの支給を、イに基づき遡及支給養育者への子育て応援ギフトの支給を行う。

ア 支給養育者への支給

① 子育て応援ギフトの支給を受けようとする者（以下Ⅱにおいて「申請予定者」という。）は、申請時点で居住する住所地の市町村による別添1の第3のⅢに定める出生後の面談等を受けた後、他の市町村で同一の対象児童に係る子育て応援ギフトの支給を受けていない旨の申告及び市町村の本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報を確認、共有することについての同意を経た上で、当該自治体に対して子育て応援ギフト申請書（別添様式第5号を参考として市町村が定める申請書をいう。以下同じ。）を提出し支給の申請を行う。ただし、申請前に対象児童が死亡した申請予定者については、出生後の面談等を受けることなく、対象児童の死亡日において居住していた住所地の市町村に対して支給の申請を行うこととして差し支えない。

② ①の支給の申請は、原則として、乳児家庭全戸訪問事業の実施期間である生後4か月頃までの間に行うものとする。ただし、災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により生後4か月頃までに支給の申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に支給の申請を行うことも可能とする。この場合であっても、対象児童が1歳に達する日以後の最初の3月31日（令和6年3

とする。

- ③ 申請予定者から支給の申請を受けた市町村は、審査の上、当該者に対して子育て応援ギフトの支給を行う。
- ④ 市町村は、③の審査を行うに当たって、必要に応じて、支給対象者の対象児童の養育の事実を確認すること等により、当該者が(1)1ア及びイの児童に係る対象者に該当するか確認を行う。
- ⑤ 支給に当たっては、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該者の本人確認を行う。

(削除)

月31日までに1歳に達した児童の養育者は令和7年3月31日)以降は支給の申請はできないものとする。

- ③ 申請予定者から支給の申請を受けた市町村は、審査の上、当該者に対して子育て応援ギフトの支給を行う。
- ④ 市町村は、③の審査を行うに当たって、必要に応じて、支給対象者の対象児童の養育の事実を確認すること等により、当該者が(1)1アの児童に係る対象者に該当するか確認を行う。
- ⑤ 支給に当たっては、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該者の本人確認を行う。

イ 遡及支給養育者への支給

- ① 申請予定者は、事業開始日以降、申請時点で居住する住所地の市町村に対してアンケート(別添様式第6号を参考として市町村が定めるアンケート。以下「出生後アンケート」という。)を提出し、かつ、他の市町村で同一の対象児童に係る子育て応援ギフトの支給を受けていない旨の申告及び市町村の本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報を確認、共有することについての同意を経た上で、当該自治体に対して子育て応援ギフト申請書を提出し支給の申請を行う。ただし、申請前に対象児童が死亡した申請予定者については、出生後アンケートの提出を行うことなく、対象児童の死亡日において居住していた住所地の市町村に対して支給の申請を行うこととして差し支えない。
- ② ①の支給の申請は、原則として、事業開始日から3か月以内(ただし、各市町村における準備期間等を考慮して、3か月から6か月の間で市町村が任意で定める期間内とする)ことも可能

<p>とする。)に行うものとする。ただし、災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により申請期間内に支給の申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に支給の申請を行うことも可能とする。この場合であっても、令和6年3月1日以降の支給の申請はできないものとする。</p> <p>③ 申請予定者から支給の申請を受けた市町村は、審査の上、当該者に対して令和5年度内にクーポン支給等又は現金支給を行う。</p> <p>④ 市町村は、③の審査を行うに当たって、必要に応じて、支給対象者の対象児童の養育の事実を確認すること等により、当該者が(1)1イの児童に係る対象者に該当するか確認を行う。</p> <p>⑤ 支給に当たっては、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該者の本人確認を行う。</p> <p>第3 クーポンの取扱いについて</p> <p>(1) 用途</p> <p>1 市町村は、クーポンの用途について、妊婦・子育て世帯のニーズに対応する観点から、地域の実情を踏まえつつ、適切かつ幅広い分野及び品目となるよう留意する。</p> <p>2 市町村は、クーポンの使用対象外となる商品・サービス(以下「使用対象外商品等」という。)を定める。</p> <p>使用対象外商品等を定めるに当たっては、事業の趣旨を踏まえ、次に掲げるものを参考に検討する。</p>	<p>とする。)に行うものとする。ただし、災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により申請期間内に支給の申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に支給の申請を行うことも可能とする。この場合であっても、令和6年3月1日以降の支給の申請はできないものとする。</p> <p>③ 申請予定者から支給の申請を受けた市町村は、審査の上、当該者に対して令和5年度内にクーポン支給等又は現金支給を行う。</p> <p>④ 市町村は、③の審査を行うに当たって、必要に応じて、支給対象者の対象児童の養育の事実を確認すること等により、当該者が(1)1イの児童に係る対象者に該当するか確認を行う。</p> <p>⑤ 支給に当たっては、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該者の本人確認を行う。</p> <p>第3 クーポンの取扱いについて</p> <p>(1) 用途</p> <p>1 市町村は、クーポンの用途について、妊婦・子育て世帯のニーズに対応する観点から、地域の実情を踏まえつつ、適切かつ幅広い分野及び品目となるよう留意する。</p> <p>2 市町村は、クーポンの使用対象外となる商品・サービス(以下「使用対象外商品等」という。)を定める。</p> <p>使用対象外商品等を定めるに当たっては、事業の趣旨を踏まえ、次に掲げるものを参考に検討する。</p>
---	---

- ① 酒やたばこ等、未成年者の購入が法令により禁止されているものの購入
- ② 明らかな資産形成である、出資や金融商品の購入
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の対象となる営業を行う店舗等での使用
- ④ 国や地方公共団体への支払い（公営ギャンブル等を含む。）

（2）換金手続

1 クーポン券について

- ① 換金の方法は、市町村における従前の事業での取扱いを踏まえて適切な方法を検討する。
- ② 使用可能店舗等による換金の申出期間は、国及び地方公共団体における類似する事業での取扱いを踏まえ、適切な期間を検討する。
- ② 換金手続を完了したクーポン券については、換金した金額を的確に把握するため、保管する。ただし、換金した金額を把握する方法が別途確保されている場合にあつてはこの限りでない。
- ③ 換金手続を完了したクーポン券について③の把握がなされた後は、適切に処分する。

2 IDについて

専用サイトの運営に当たる委託事業者（以下単に「委託事業者」という。）に対し、使用残額に係る費用は支払わないものとする。

（3）その他

1 転売、譲渡、換金及び偽造の防止について

- ① 酒やたばこ等、未成年者の購入が法令により禁止されているものの購入
- ② 明らかな資産形成である、出資や金融商品の購入
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の対象となる営業を行う店舗等での使用
- ④ 国や地方公共団体への支払い（公営ギャンブル等を含む。）

（2）換金手続

1 クーポン券について

- ① 換金の方法は、市町村における従前の事業での取扱いを踏まえて適切な方法を検討する。
- ② 使用可能店舗等による換金の申出期間は、国及び地方公共団体における類似する事業での取扱いを踏まえ、適切な期間を検討する。
- ③ 換金手続を完了したクーポン券については、換金した金額を的確に把握するため、保管する。ただし、換金した金額を把握する方法が別途確保されている場合にあつてはこの限りでない。
- ④ 換金手続を完了したクーポン券について③の把握がなされた後は、適切に処分する。

2 IDについて

専用サイトの運営に当たる委託事業者（以下単に「委託事業者」という。）に対し、使用残額に係る費用は支払わないものとする。

（3）その他

1 転売、譲渡、換金及び偽造の防止について

事業の趣旨を踏まえ、支給対象者に対し、子育て商品・サービスの購入に活用するとともに、第三者への転売・譲渡や換金については行わないよう周知する。

クーポン券については、釣銭は支払わないものとするとともに、使用可能店舗等に対し、クーポン券の第三者への転売・譲渡や換金の防止について協力を求める。

また、クーポン券の偽造・複写防止措置や券面の記載事項については、市町村における従前の事業の取扱いを踏まえ、適切な措置等を検討する。

2 支給対象者の利便性への配慮

① クーポン券について

クーポン券1枚当たりの額面は、地域の実情のほか、事業の趣旨を踏まえ、クーポン券の支給対象者が使いやすい金額を検討する。

② IDについて

支給対象者における使用残額が生じにくいものとなるよう、別の支払手段による自己負担額を加算して子育て商品・サービスを購入できる設定とする、取り扱う子育て商品・サービスの価格の設定に配慮する等の方法を検討する。

委託事業者には、商品の配送時期等について支給対象者への周知に努めるとともに、受取に当たっての支給対象者の利便性等にも配慮するよう求める。

支給対象者が専用サイトを使用できない環境にある場合等については、市町村の窓口において個別対応する等の配慮を行う。

事業の趣旨を踏まえ、支給対象者に対し、子育て商品・サービスの購入に活用するとともに、第三者への転売・譲渡や換金については行わないよう周知する。

クーポン券については、釣銭は支払わないものとするとともに、使用可能店舗等に対し、クーポン券の第三者への転売・譲渡や換金の防止について協力を求める。

また、クーポン券の偽造・複写防止措置や券面の記載事項については、市町村における従前の事業の取扱いを踏まえ、適切な措置等を検討する。

2 支給対象者の利便性への配慮

① クーポン券について

クーポン券1枚当たりの額面は、地域の実情のほか、事業の趣旨を踏まえ、クーポン券の支給対象者が使いやすい金額を検討する。

② IDについて

支給対象者における使用残額が生じにくいものとなるよう、別の支払手段による自己負担額を加算して子育て商品・サービスを購入できる設定とする、取り扱う子育て商品・サービスの価格の設定に配慮する等の方法を検討する。

委託事業者には、商品の配送時期等について支給対象者への周知に努めるとともに、受取に当たっての支給対象者の利便性等にも配慮するよう求める。

支給対象者が専用サイトを使用できない環境にある場合等については、市町村の窓口において個別対応する等の配慮を行う。

第4 留意事項

- 1 出産応援ギフト及び子育て応援ギフトの支給対象者が里帰りしている場合において、当該支給対象者に対する妊娠の届出時の面談等又は出生後の面談等を里帰り先の市町村において実施した場合であっても、出産応援ギフト及び子育て応援ギフトは、支給対象者が申請時点で居住する住所地の市町村が支給する。この場合、支給対象者が申請時点で居住する住所地の市町村は里帰り先の市町村と適切に連携を図り、面談等の実施状況などを確認することとする。
- 2 流産又は死産した者に支給する出産応援ギフト及び対象児童が死亡した者に支給する子育て応援ギフトについては、当該者が使用できるような内容とする等の配慮を行うこととする。
- 3 出産応援ギフト及び子育て応援ギフトの名称は、各市町村の判断により独自の名称に変更して差し支えない。ただし、この場合であっても、支給対象者が他の市町村に転出した場合の二重支給を防止する観点から、名称の後に「国の出産・子育て応援給付金」と明記することとする。

(例)

〇〇市〇〇クーポン（国の出産・子育て応援給付金）

第4 留意事項

- 1 出産応援ギフト及び子育て応援ギフトの支給対象者が里帰りしている場合において、当該支給対象者に対する妊娠の届出時の面談等又は出生後の面談等を里帰り先の市町村において実施した場合であっても、出産応援ギフト及び子育て応援ギフトは、支給対象者が申請時点で居住する住所地の市町村が支給する。この場合、支給対象者が申請時点で居住する住所地の市町村は里帰り先の市町村と適切に連携を図り、面談等の実施状況などを確認することとする。
- 2 流産又は死産した者に支給する出産応援ギフト及び対象児童が死亡した者に支給する子育て応援ギフトについては、当該者が使用できるような内容とする等の配慮を行うこととする。
- 3 出産応援ギフト及び子育て応援ギフトの名称は、各市町村の判断により独自の名称に変更して差し支えない。ただし、この場合であっても、支給対象者が他の市町村に転出した場合の二重支給を防止する観点から、名称の後に「国の出産・子育て応援給付金」と明記することとする。

(例)

〇〇市〇〇クーポン（国の出産・子育て応援給付金）

(削除)

別添 3

事務費（システム構築等導入経費）

第 1 事業内容

1 都道府県

出産・子育て応援給付金事業を、都道府県において広域的かつ電子的に実施するための人員体制を整えるとともに、プラットフォームを開発する。

プラットフォームを開発したうえで、オプションとして追加する形で

- ・ 都道府県内等において、里帰り先市町村においても産婦のニーズに応じて産後ケアなどの必要な支援を案内することができるような支援対象者の情報の引継ぎ・共有
- ・ 都道府県内での転居の際に、転居先におけるギフトの支給の有無の確認

等ができる機能を付加するなど、各自治体において本事業において活用しやすい機能も含めて検討いただきたい。

2 市町村（特別区を含む。）

出産・子育て応援給付金の支給に係る管理等を行うためのシステムや、伴走型相談支援で把握した支援対象者の情報の管理、関係機関との情報共有等を行うためのシステムを開発するとともに、市民に広く取組を周知するための取組を実施する。

(削除)

別添様式第1号 (妊娠期)

時期	中期			後期					
	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月
月									
週数	4～7週	8～11週	12～15週	16～19週	20～23週	24～27週	28～31週	32～35週	36～40週
妊婦健診	4週間に1回			2週間に1回			1週間に1回		
自分や家族ですること	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳と妊婦健診受診券を受け取る <input type="checkbox"/> 妊娠届出後の面談を受ける <input type="checkbox"/> OOAアプリに登録する <input type="checkbox"/> 出産する病院を決めて、予約をする <input type="checkbox"/> お酒、たばこをやめる <input type="checkbox"/> 家族や周囲の人に近くで喫煙しないように配慮してもらう <input type="checkbox"/> 里帰り出産するか決める <input type="checkbox"/> 妊娠中の食事や生活について情報収集する			<input type="checkbox"/> 育児グッズを準備する <input type="checkbox"/> 母親学級、両親学級に参加する <input type="checkbox"/> 産後の家事、育児の分担を家族で話し合う <input type="checkbox"/> 近所の小児科や地域の交流の場(地域子育て支援拠点など)の情報を集め、足を運んでみる <input type="checkbox"/> 里帰り出産の場合は産院を決める			<input type="checkbox"/> 産前の面談を受ける <input type="checkbox"/> 産前・産後のサービス(産後ケアなど)について利用を検討する <input type="checkbox"/> 上の子の出産時の体制を考える(一時預かり、ファミリーサポート等) <input type="checkbox"/> 入院セットを準備する <input type="checkbox"/> 出産時の連絡先リストを作る(産院・タクシーなど) <input type="checkbox"/> 産後の生活をイメージし、自宅の環境を整える		
(利用できるサポート) <input type="checkbox"/> 妊婦訪問 <input type="checkbox"/> 電話相談 <input type="checkbox"/> 母親学級、両親学級 <input type="checkbox"/> 産前・産後サポート事業 <input type="checkbox"/> 養育支援訪問 <input type="checkbox"/> 訪問による家事支援 <input type="checkbox"/> 地域子育て支援拠点などの交流の場 <input type="checkbox"/> ショートステイ ……………									
お仕事の関係	<input type="checkbox"/> 出産予定日を会社に伝える、妊娠中の働き方(時間外労働、休日労働、深夜業の制限など)の希望を伝え、相談する <input type="checkbox"/> 体調が悪い場合は、医師や助産師に相談し、「母性健康管理指導事項連絡カード」を勤務先に提出する <input type="checkbox"/> 妊婦健診を受けるための時間が必要な場合は会社に申請する <input type="checkbox"/> 産休について、会社に報告し、取得する(出産後の働き方の希望を伝える) <input type="checkbox"/> 育児について家族で話し合い、会社へ申請する～産後パパ育児休創設されました！～ ※妊娠、出産、育児休業等に関してハラズメントを受けた、解雇されたなどの困りことはありませんか？ <input type="checkbox"/> 仕事の引き継ぎの準備をする								

(削除)

別添様式第1号(産後・子育て期)

時期	出産	1歳	2歳
乳幼児健診	1か月健診	3～4か月健診 6～7か月健診 9～10か月健診	1歳6か月健診
産婦健診	2週間健診 1ヶ月健診		
自分や家族ですること	<input type="checkbox"/> 出産後に必要な手続を行う、経済的な支援を受ける <input type="checkbox"/> 出生届 <input type="checkbox"/> 公的医療保険の加入 <input type="checkbox"/> 児童手当 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 子どもの医療費助成 <input type="checkbox"/> 出産育児一時金 <input type="checkbox"/> 出産手当金(※) <input type="checkbox"/> 産前・産後の国民年金保険料の免除(第1号被保険者の方)、国民健康保険料の免除(※) <input type="checkbox"/> 医療費控除 <input type="checkbox"/> 出産後の面談を受ける <input type="checkbox"/> 産後のケアや子育てのサポートを利用する <input type="checkbox"/> 予防接種を継続して受ける、かかりつけの小児科を決める <input type="checkbox"/> 地域の子育て講座や交流の場(地域子育て支援拠点など)を利用する <input type="checkbox"/> 訪問による家事・育児支援(利用できるサポート) <input type="checkbox"/> 産前・産後サポート事業 <input type="checkbox"/> 新生児訪問 <input type="checkbox"/> 産後ケア <input type="checkbox"/> 養育支援訪問 <input type="checkbox"/> 訪問による家事・育児支援 <input type="checkbox"/> 一時預かり <input type="checkbox"/> ショートステイ <input type="checkbox"/> ファミリー・サポート・センター <input type="checkbox"/> 子育て講座 <input type="checkbox"/> 地域子育て支援拠点、父親交流会などの交流の場 ……		
お仕事の関係	<input type="checkbox"/> 出産後、慣らし保育期間などを踏まえて、職場復帰の時期を改めて検討する <input type="checkbox"/> 保育園の情報を集め、足を運んでみる→ 利用申込みをする <input type="checkbox"/> 育児休業給付金を申請する(原則会社経由) <input type="checkbox"/> 産前産後休業取得中の社会保険料(健康保険・厚生年金)の免除を申し出る(原則会社経由) <input type="checkbox"/> 育児休業取得中の社会保険料(健康保険・厚生年金)の免除を申し出る(原則会社経由) <input type="checkbox"/> 職場復帰に向けて家族で育児・家事の分担や働き方を話し合う <input type="checkbox"/> 夫婦それぞれが職場復帰後の働き方(短時間勤務や残業免除等)について会社と相談する <input type="checkbox"/> ファミリー・サポート・センター、ベビーシッター、サービス等の利用を検討する		

※ 出産前に届出をすることも可能です。

(削除)

別添様式第2号

妊娠中の方（妊娠8か月頃）へのアンケート

お名前 _____ 年齢（ _____ 歳）

妊娠・出産についての相談や情報提供を行うために、以下の質問にご協力をお願いします。（あてはまるものに☑をつけてください。）

○現在の妊娠週数 妊娠（ _____ ）週 単胎・多胎（ _____ ）

○妊婦健康診査を定期的を受診していますか。

はい（健診受診施設： _____ ） いいえ

※妊娠中は、気がかりなことがなくても、身体にはいろいろな変化が起っています。きちんと妊婦健康診査を受けましょう。

○里帰りをする予定ですか。

はい（市町村名： _____ ） いいえ

○分娩予定施設は決まっていますか。

はい（分娩予定施設： _____ ） いいえ

○出産後、相談にのってくれたり、家事や育児のサポートをしてくれる人としてどんな方が思い浮かびますか？

（ _____ ）

○出産に向けて、今のお気持ちはいかがですか？

・楽しみなこと、やってみたいこと

（ _____ ）

・知りたいこと、気になること（ご自身の健康、赤ちゃんや上のお子さん、ご家族、仕事、保育園、経済面、住まい・生活環境など）

（ _____ ）

○出産を迎える前に、面談を希望しますか。 はい いいえ

※ ○○市記入欄

（備考）

--

別添様式第1号

〇〇ギフト申請書

(出産・子育て応援交付金による出産応援ギフト)

市区町村
受付印

〇〇市区町村長

お名前

現住所

連絡先 ()

妊娠届出日 年 月 日

妊娠届出日時点の住所地 (現住所と異なる場合のみ記載)

出産応援ギフトの支給 (妊婦1人につき5万円相当) を

希望します。



他の自治体で、出産・子育て応援交付金による出産応援ギフトの支給を受けていません。

※ 出産応援ギフトの支給状況などについて、他の自治体に確認することがあります。

希望しません。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報 (妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、伴走型相談支援等で活用するアンケート結果や子育てガイドの内容等) について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。

署名
署名日 年 月 日

別添様式3号

〇〇ギフト申請書

(出産・子育て応援交付金による出産応援ギフト)

市区町村
受付印

〇〇市区町村長

お名前

現住所

連絡先 ()

妊娠届出日 年 月 日

妊娠届出日時点の住所地 (現住所と異なる場合のみ記載)

出産応援ギフトの支給 (妊婦1人につき5万円相当) を

希望します。



他の自治体で、出産・子育て応援交付金による出産応援ギフトの支給を受けていません。

※ 出産応援ギフトの支給状況などについて、他の自治体に確認することがあります。

希望しません。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報 (妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、伴走型相談支援等で活用するアンケート結果や子育てガイドの内容等) について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。

署名
署名日 年 月 日

(削除)

別添様式 4 号

妊娠中の方へのアンケート

お名前 _____ 年齢 (_____ 歳)

妊娠・出産についての相談や情報提供を行うために、以下の質問にご協力をお願いします。(あてはまるものに☑をつけてください。)

○現在の妊娠週数 妊娠 (_____) 週 単胎・多胎 (_____)

○妊婦健康診査を定期的に受診していますか。

はい (健診受診施設: _____) いいえ

※妊娠中は、気がかりなことがなくても、身体にはいろいろな変化が起こっています。きちんと妊婦健康診査を受けましょう。

○里帰りをする予定ですか。

はい (市町村名: _____) いいえ

○分娩予定施設は決まっていますか。

はい (分娩予定施設: _____) いいえ

○出産後、相談にのってくれたり、家事や育児のサポートをしてくれる人としてどんな方が思い浮かびますか？

(_____)

○出産に向けて、今のお気持ちはいかがですか？

・楽しみなこと、やってみたいこと

{ _____ }

・知りたいこと、気になること (ご自身の健康、赤ちゃんや上のお子さん、ご家族、仕事、保育園、経済面、住まい・生活環境など)

{ _____ }

※ ○○市記入欄

(備考)

別添様式第2号

〇〇ギフト申請書

(出産・子育て応援交付金による子育て応援ギフト)



〇〇市区町村長

お名前

現住所

連絡先 ()

お子様の名前

お子様の誕生日 年 月 日

誕生日時点の住所地 (現住所と異なる場合のみ記載)

子育て応援ギフト (お子様1人につき5万円相当) の支給を

希望します。



他の自治体で、出産・子育て応援交付金による子育て応援ギフトの支給を受けていません。

※ 子育て応援ギフトの支給状況などについて、他の自治体に確認することがあります。

希望しません。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報(産婦健康診査受診状況、産後ケア事業利用状況、伴走型相談支援等で活用するアンケート結果や子育てガイドの内容等)について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。

署名
署名日 年 月 日

別添様式第5号

〇〇ギフト申請書

(出産・子育て応援交付金による子育て応援ギフト)



〇〇市区町村長

お名前

現住所

連絡先 ()

お子様の名前

お子様の誕生日 年 月 日

誕生日時点の住所地 (現住所と異なる場合のみ記載)

子育て応援ギフト (お子様1人につき5万円相当) の支給を

希望します。



他の自治体で、出産・子育て応援交付金による子育て応援ギフトの支給を受けていません。

※ 子育て応援ギフトの支給状況などについて、他の自治体に確認することがあります。

希望しません。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報(産婦健康診査受診状況、産後ケア事業利用状況、伴走型相談支援等で活用するアンケート結果や子育てガイドの内容等)について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。

署名
署名日 年 月 日

(削除)

別添様式第6号

出産後の方へのアンケート

ご自身のお名前 _____ 年齢 (____ 歳)
お子さんのお名前 _____ 出生の年月日 (____ 年 ____ 月 ____ 日)

出産後の育児等についての相談や情報提供を行うために、以下の質問にご協力をお願いします。(あてはまるものに☑をつけてください。)

○産後、ご自身の気持ちやからだのことで、気がついたこと、変わったことがありますか。

いいえ はい (_____)

○ご自身の睡眠の状況はいかがですか？

(_____)

○子育てについて相談にのってくれたり、家事や育児のサポートをしてくれる人として
どんな方が思い浮かびますか？

(_____)

○お子さんと一緒に過ごす中で、今のご自身のお気持ちはいかがですか？

・楽しいこと、やってみたいこと

{ _____ }

・知りたいこと、気になること (ご自身の健康、赤ちゃんや上のお子さん、ご家族、
仕事、保育園、経済面、住まい・生活環境など)

{ _____ }

※ ○○市記入欄

(備考)

--